

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市老人憩の家の指定管理者の指定		
根拠法令及び条項	那覇市老人憩の家条例第15条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市辻老人憩の家の指定管理者の指定に係る審査基準

那覇市老人憩の家条例

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、老人憩の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
  - (2) 事業計画書の内容が老人憩の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書の内容に沿った老人憩の家の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、老人憩の家の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
  - 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
  - 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。